（機械等検定規則の一部改正）

第八条　機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新規検定の場所）	（新規検定の場所）
第七条　新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。	**第七条**　新規検定は、次の各号に掲げる機械等の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行う。ただし、第一号に掲げる機械等の新規検定は、現品の運搬が著しく困難である場合その他特別の事情がある場合には、新規検定申請者の希望する場所において行うことができる。
一　令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十四号までに掲げる機械等　型式検定実施者の所在する場所	一　令第十四条の二第三号から第六号まで及び第九号から第十三号までに掲げる機械等　型式検定実施者の所在する場所
二　（略）	二　（略）
（型式検定合格証の有効期間）	（型式検定合格証の有効期間）
第十条　法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定（当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定（以下「更新検定」という。）の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。	**第十条**　法第四十四条の三第一項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる機械等に係る型式ごとに、当該各号に定める期間とする。ただし、当該型式検定合格証に係る型式検定（当該型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る法第四十四条の三第二項の規定による型式検定（以下「更新検定」という。）の基準となつた第八条第一項第一号の規格について変更が行われた場合は、当該規格が当該型式検定の基準として効力を有することとされる間に限る。
一　（略）	一　（略）
二　令第十四条の二第五号、第六号、第十三号及び第十四号に掲げる機械等　五年	二　令第十四条の二第五号、第六号及び第十三号に掲げる機械等　五年
（型式検定合格標章）	（型式検定合格標章）
第十四条　法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごとにそれぞれの見やすい箇所）に、型式検定合格標章（様式第十一号）を付すことにより行わなければならない。	**第十四条**　法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごとにそれぞれの見やすい箇所）に、型式検定合格標章（様式第十一号）を付すことにより行わなければならない。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　令第十四条の二第十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの　電動ファン、ろ過材及び面体等（面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号から第九号までにおいて同じ。）	六　令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの　電動ファン、ろ過材及び面体等（面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号において同じ。）
七　令第十四条の二第十三号の防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの　ろ過材及び面体等	七　令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの　ろ過材及び面体等
八　令第十四条の二第十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの　電動ファン、吸収缶（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であつて防じん機能を有するもののうち、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材。次号において同じ。）及び面体等	（新設）
九　令第十四条の二第十四号の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないもの　吸収缶及び面体等	（新設）